

議案第 30 号

米子市立小学校学校運営協議会委員の任命について

米子市学校運営協議会規則（令和 3 年米子市教育委員会規則第 4 号）第 8 条第 1 項の規定により、米子市立小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。

令和 6 年 5 月 29 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 6 年 5 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

（1）米子市立箕蚊屋小学校学校運営協議会委員

氏 名	所 属 等	備考
船 田 揚	春日地区自治連合会副会長	新任

（2）米子市立福生東小学校学校運営協議会委員

氏 名	所 属 等	備考
片 上 信 行	福生東公民館長	新任

（3）米子市立五千石小学校学校運営協議会委員

氏 名	所 属 等	備考
近 藤 和 子	東みずほ幼稚園長	新任

議案第 31 号

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び
任命について

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱(平成19年7月6日
施行)第3条第1項の規定により、米子市学校給食調理業務受託者選定委員
会委員を次のとおり委嘱及び任命する。

令和6年5月29日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和6年6月1日から米子市学校給食調理業務受託者選
定委員会設置要綱第3条第2項に規定する日まで
- 2 委員の氏名等 別紙のとおり

議案第 3 1 号 別 紙

区 分	氏 名	所 属 等
第 1 号委員	作 本 未奈美	学校給食運営委員会（啓成小学校 P T A）
第 1 号委員	本 田 麗 子	学校給食運営委員会（後藤ヶ丘中学校 P T A）
第 1 号委員	足 立 彰 子	学校給食運営委員会（尚徳小学校長）
第 1 号委員	林 原 ゆかり	学校給食運営委員会（湊山中学校長）
第 1 号委員	夕 永 ゆうき	学校給食運営委員会（公募委員）
第 2 号委員	梁 川 直 宏	鳥取県西部総合事務所米子保健所 生活安全課長
第 3 号委員	山 下 恵	後藤ヶ丘中学校 栄養教諭
第 3 号委員	露 木 浩 子	福米中学校 栄養教諭
第 3 号委員	三 宅 文 佳	箕蚊屋中学校 栄養教諭
第 4 号委員	長谷川 和 秀	教育委員会事務局長
第 5 号委員	伊 藤 康 恵	教育委員会事務局学校給食課長
第 6 号委員	橋 井 雅 巳	教育委員会事務局学校給食課 第二学校給食センター施設長

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の調理業務（次条第1号において「学校給食調理業務」という。）の民間事業者への委託に関し必要な事項を調査検討するため、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を、その都度、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校給食調理業務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）を選定するための基準の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受託者の選定に関し必要な事項
- (3) 受託者の候補者となる民間事業者を選定すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 米子市学校給食運営委員会の委員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 5人
- (2) 鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課長の職にある者
- (3) 栄養教諭又は学校栄養職員の職にある者のうちから、教育委員会が指名する者 3人
- (4) 教育委員会事務局長の職にある者
- (5) 教育委員会事務局学校給食課長の職にある者
- (6) 教育委員会事務局学校給食課第二学校給食センター施設長の職にある者

2 委員は、前条第3号に掲げる事項について同条の規定による報告を行った日において、その職を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第4号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（次項において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

議案第 3 2 号

米子市美術館協議会委員の任命について

米子市美術館条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 3 号）第 1 9 条の 2 の規定により、米子市美術館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 6 年 5 月 2 9 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 6 年 5 月 2 9 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育の関係者	堀 場 善 智	米子市中学校長会	新任

議案第 33 号

米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 29 日

米子市教育委員会

米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

米子市立学校の体育施設の利用に関する規則（平成19年米子市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、米子市立学校設置条例（平成17年米子市条例第68号）第2条に規定する米子市立小学校（第4条第2項において単に「小学校」という。）及び同条例第3条に規定する米子市立中学校（米子市立福生中学校いずみ分校を除く。第4条第2項において単に「中学校」という。）の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を市民のスポーツのための利用（以下「市民のスポーツ利用」という。）に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （学校体育施設の利用の許可） 第5条 学校体育施設の利用の許可を受けようとする者は、<u>あらかじめ、教育委員会の定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。</u> [削除] <u>2</u> 教育委員会は、<u>前項</u>の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。	（趣旨） 第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、米子市立学校設置条例（平成17年米子市条例第68号）第2条に規定する米子市立小学校（第4条第2項<u>及び第5条第2項</u>において単に「小学校」という。）及び同条例第3条に規定する米子市立中学校（米子市立福生中学校いずみ分校を除く。第4条第2項<u>及び第5条第2項</u>において単に「中学校」という。）の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を市民のスポーツのための利用（以下「市民のスポーツ利用」という。）に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。 （学校体育施設の利用の許可） 第5条 学校体育施設の利用の許可を受けようとする者は、<u>学校体育施設利用許可申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2</u> 前項の規定による申請書の提出は、<u>小学校の体育施設の利用に関しては当該小学校に係る校区（米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第12号）第2条に規定する校区をいう。）に存する公民館（米子市公民館条例（平成17年米子市条例第70号）第2条第1項に規定する公民館（米子市中央公民館を除く。）をいう。）を経由して、中学校の体育施設の利用に関しては当該中学校の校長を経由して行わなければならない。</u> <u>3</u> 教育委員会は、<u>第1項</u>の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第7条 利用許可を受けた者その他の学校体育施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用許可を受けた目的以外の目的のために当該学校体育施設を利用し、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

（利用許可の取消し）

第8条 教育委員会は、学校管理上支障が生じたとき、又は利用者がこの規則若しくは第5条第2項の規定により付した条件に違反したときは、利用許可を取り消すことができる。

[削除]

（目的外利用等の禁止）

第7条 利用許可を受けた者その他の学校体育施設を利用する者（以下「利用者」と総称する。）は、利用許可を受けた目的以外の目的のために当該学校体育施設を利用し、又はその利用の権利を譲渡してはならない。

（利用許可の取消し）

第8条 教育委員会は、学校管理上支障が生じたとき、又は利用者がこの規則若しくは第5条第3項の規定により付した条件に違反したときは、利用許可を取り消すことができる。

別記様式（第5条関係）

（表面）

体育施設利用許可申請書										年 月 分		
利用施設	米子市立 学校 < 屋内運動場（講堂） ・ 屋外運動場 > 全面 ・ 片面											
利用目的									利用人数	人		
利用器具												
利 用 日 時		時	分	～	時	分	使用料 (円)	使 用 時 間 変 更				
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		
	日	施設			～					～		
	()	照明			～					～		

	日 ()	施設 照明			～						～		
以上		日分		使用料の合計						円	No.		
上記のとおり、利用許可を申請します。													
年 月 日													
申請者 団 体 名													
代表者氏名													
米子市教育委員会 様													
電話番号 - -													
上記のとおり利用することについて、裏面の条件を付して許可します。													
年 月 日													
米子市教育委員会													
印													
学校長意見	利用可	利用不可	(利用不可の理由)						印				

(裏面)

1 許可に付した条件

- (1) 利用目的以外の目的には利用しないこと。
- (2) 利用の権利を譲渡しないこと。
- (3) 利用する学校の敷地内では喫煙をしないこと。
- (4) 利用する学校の敷地内で飲食及び火気の使用はしないこと。
- (5) 市及び利用する学校の職員の指示に従うこと。
- (6) 特別な設備をするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けること。
- (7) 利用中に生じた事故の責任は、利用者が負うこと。
- (8) 施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その損害を賠償すること。
- (9) 施設の利用を終えたときは、利用した器具の後片付けと清掃を行い、当該施設の異状の有無を確認すること。
- (10) 施設の利用日時に変更があるときは、あらかじめ、教育委員会に報告すること。
- (11) 施設及び照明設備の使用時間に変更があったときは、本許可書の表面を複写し、使用時間変更欄に変更後の時間を記載し、翌月5日までに教育委員会に報告すること。

2 上記の条件に違反したときは、この利用許可を取り消すことがあります。

3 施設使用料及び照明設備使用料は、下記により計算します。

施設の区分	使用料の額
次に掲げる学校の屋内運動場（講堂） （面積が900平方メートル以上の施設） 啓成小学校 明道小学校 就将小学校 義方小学校 住吉小学校 車尾小学校 加茂小学校 福生東小学校 福生西小学校 福米東小学校 弓ヶ浜小学校 箕蚊屋小学校 伯仙小学校 淀江小学校 東山中学校	（全面使用の場合） 施設使用料 1時間につき 円 照明設備使用料 30分につき 円 （半面使用の場合）

	湊山中学校 後藤ヶ丘中学校 加茂中学校 福生中学校 福米中学校 弓ヶ浜中学校 美保中学校 尚徳中学校 淀江中学校	施設使用料 1時間につき 円 照明設備使用料 30分につき 円
	次に掲げる学校の屋内運動場（講堂） （面積が900平方メートル未満の施設） 河崎小学校 福米西小学校 彦名小学校 崎津小学校 大篠津小学校 和田小学校 五千石小学校 尚徳小学校 成実小学校	施設使用料 1時間につき 円 照明設備使用料 30分につき 円
	屋外運動場	無 料
	※ 施設使用時間の1時間未満の端数は1時間に、照明設備使用時間の30分未満の端数は30分に、それぞれ切り上げます。	
	〔教示文記載〕	
備考 表中の [] の記載は、注記である。		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の米子市立学校の体育施設の利用に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第5条第1項の規定は、令和6年7月1日以後における学校体育施設（米子市立学校の体育施設の利用に関する規則第1条に規定する学校体育施設をいう。以下同じ。）の利用につき米子市立学校の体育施設の利用に関する規則第5条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受ける場合について適用し、同日前における学校体育施設の利用につき利用許可を受ける場合については、なお従前の例による。
- 3 令和6年7月1日以後における学校体育施設の利用につき、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の米子市立学校の体育施設の利用に関する規則第5条第1項の規定によりされている利用許可の申請は、改正後の規則第5条第1項の規定によりされたものとみなす。

米子市立学校の体育施設の利用に関する規則の一部を改正する規則

（改正理由）

学校体育施設の市民のスポーツ利用に係る許可申請の手続について、オンライン予約システムを導入することに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

（改正内容）

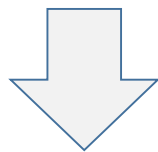
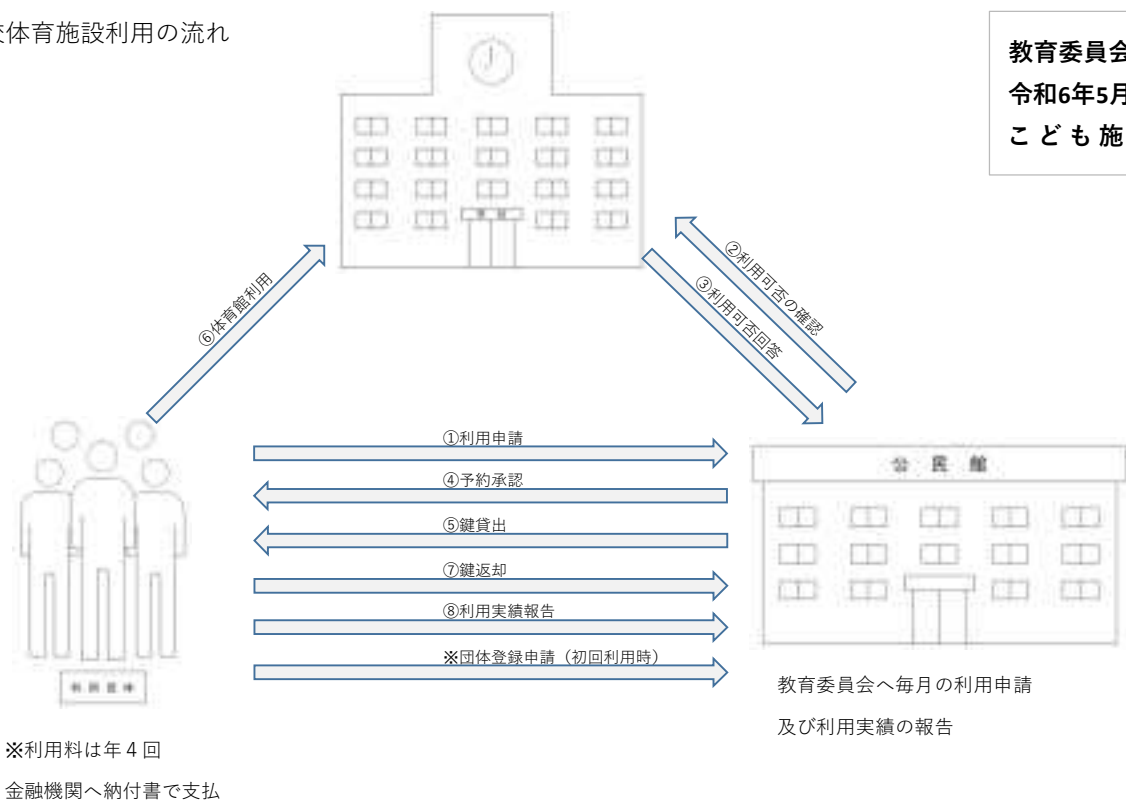
- 1 学校体育施設利用許可申請書を廃止するとともに、学校体育施設の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会の定めるところにより、教育委員会に申請しなければならないこととする。（第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに別記様式関係）
- 2 この規則による改正後の米子市立学校の体育施設の利用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 5 条第 1 項の規定は、令和 6 年 7 月 1 日以後における学校体育施設の利用につき利用許可を受ける場合について適用し、同日前における学校体育施設の利用につき利用許可を受ける場合については、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）
- 3 令和 6 年 7 月 1 日以後における学校体育施設の利用につき、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の米子市立学校の体育施設の利用に関する規則第 5 条第 1 項の規定によりされている利用許可の申請は、改正後の規則第 5 条第 1 項の規定によりされたものとみなすこととする。（附則第 3 項関係）
- 4 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行することとする。

（参考事項）

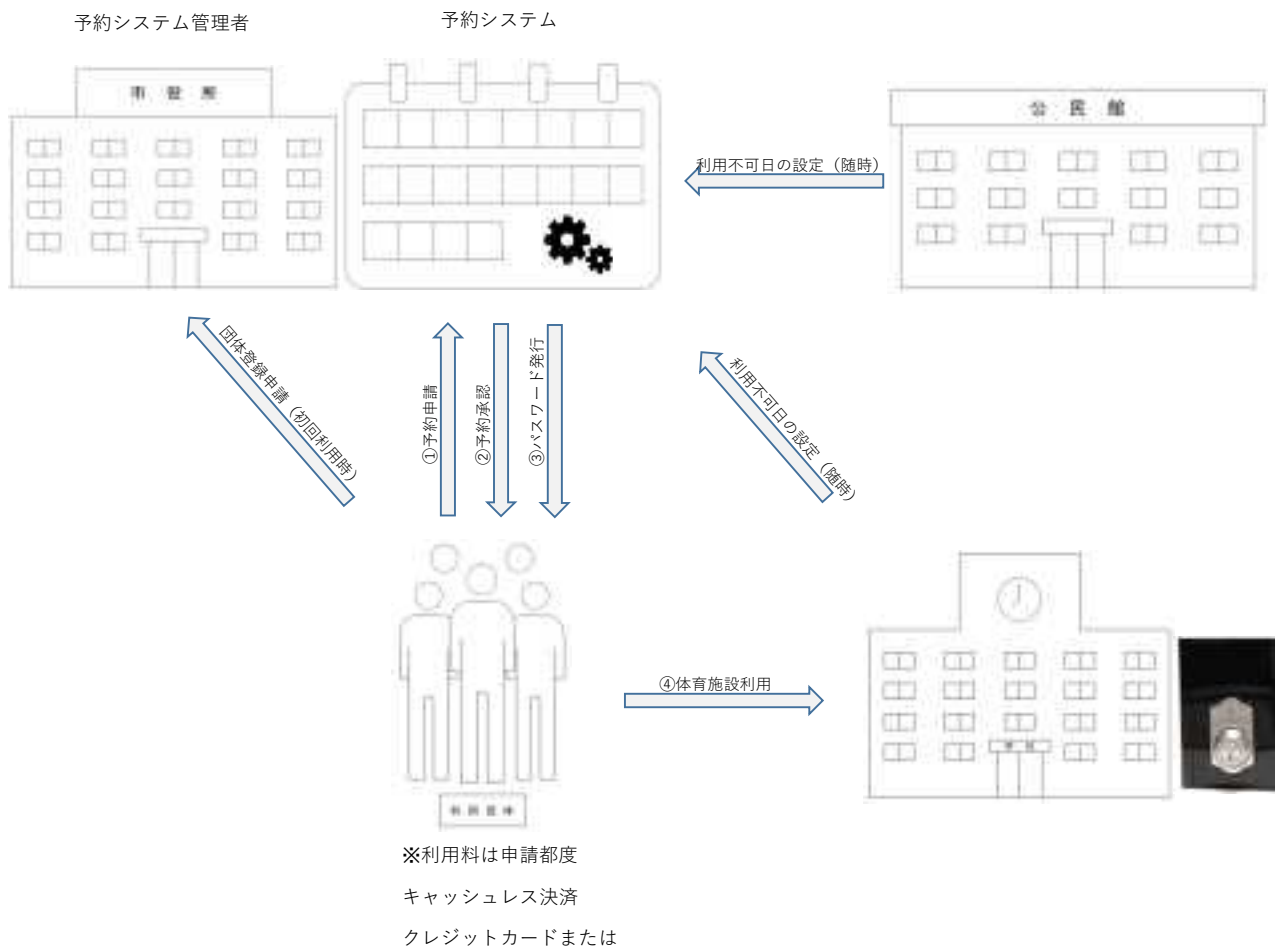
これまで、小学校の体育施設の利用に関しては当該小学校の校区に存する公民館を、中学校の体育施設の利用に関しては当該中学校の校長を経由して「学校体育施設利用許可申請書」の提出を求めていたところ、令和 6 年 7 月 1 日以後における小学校及び中学校の体育施設の利用に関しては、オンライン予約システムを利用した許可申請の手続に移行することとしている（別紙イメージ図参照）。

小学校体育施設利用の流れ

教育委員会資料
令和6年5月29日
こども施設課



デジタル化



議案第 3 4 号

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 2 9 日

米子市教育委員会

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

米子市体育施設条例施行規則（平成１７年米子市教育委員会規則第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前				
別表（第 7 条関係）			別表（第 7 条関係）						
種類		単位	金額	種類		単位	金額		
[省略]			[省略]						
バスケットボール用具		1 組	500円	バスケットボール用具	市民体育館	1 組	1,000円		
[省略]			地区体育館		1 組	500円			
ウレタンマット			1 枚	50円	[省略]				
[省略]			鉄棒					1 組	700円
			つり輪					1 基	300円
			平行棒					1 台	500円
			跳馬					1 台	700円
			あん馬					1 台	500円
			ウレタンマット					1 枚	50円
			床運動用マット					1 組	1,000円
			段違い平行棒					1 組	400円
			平均台					1 台	700円
			柔道畳					1 枚	20円
			組立てステージ					1 台	500円
			[省略]						
様式第 9 号（第 3 条、第 5 条関係）			様式第 9 号（第 3 条、第 5 条関係）						

米子市体育施設

(日野川運動公園
日野川堰運動広場
大和公園運動広場)

使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名
住所又は所在地
申請者 代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名						
使 用 目 的						
使 用 日 時	年 月 日		午前・午後		時	分から
	年 月 日		午前・午後		時	分まで
使 用 内 容	1 試合	2 練習	人 員	人	チーム数	チーム

許 可 書						
体育施設名						
使 用 日 時	年 月 日		午前・午後		時	分から
	年 月 日		午前・午後		時	分まで
申 請 者 名						
上記の申請について、使用（変更）を許可します。						
年 月 日						
米子市教育委員会 印						
許 可 条 件						
〔教示文記載〕						

米子市体育施設

(東山補助グラウンド
日野川運動公園
日野川堰運動広場
大和公園運動広場)

使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名
住所又は所在地
申請者 代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名						
使 用 目 的						
使 用 日 時	年 月 日		午前・午後		時	分から
	年 月 日		午前・午後		時	分まで
使 用 内 容	1 試合	2 練習	人 員	人	チーム数	チーム

許 可 書						
体育施設名						
使 用 日 時	年 月 日		午前・午後		時	分から
	年 月 日		午前・午後		時	分まで
申 請 者 名						
上記の申請について、使用（変更）を許可します。						
年 月 日						
米子市教育委員会 印						
許 可 条 件						
〔教示文記載〕						

様式第20号（第9条関係）

米子市体育施設使用料減免申請書			
年 月 日			
米子市教育委員会 様			
団 体 名			
申請者 住所又は所在地			
代表者役職氏名			
（電話番号）			
次のとおり、体育施設の使用料の減免を申請します。			
体育施設名			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
減免を申請する理由			
決 定 欄	（減免決定理由）	使 用 料	円
		減 免 額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

様式第21号（第10条関係）

米子市体育施設使用料還付申請書			
年 月 日			
米子市教育委員会 様			
団 体 名			
申請者 住所又は所在地			

様式第20号（第9条関係）

米子市体育施設使用料減免申請書			
年 月 日			
米子市教育委員会 様			
団 体 名			
申請者 住所又は所在地			
代表者役職氏名			
（電話番号）			
次のとおり、体育施設の使用料の減免を申請します。			
体育施設名			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
減免を申請する理由			
決 定 欄	（減免決定理由）	使 用 料	円
		減 免 額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

様式第21号（第10条関係）

米子市体育施設使用料還付申請書			
年 月 日			
米子市教育委員会 様			
団 体 名			
申請者 住所又は所在地			

代表者役職氏名 (印)			
(電話番号)			
次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。			
体育施設名			
使用目的			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
還付を申請する理由			
決定欄	(還付決定理由)	区 分	金 額
		既納使用料	円
		還 付 額	円
		差引使用料	円
		還付年月日	年 月 日

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

様式第22号（第11条関係）

米子市体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書	
年 月 日	
米子市教育委員会	様
	団 体 名
届出者	住所又は所在地
	代表者役職氏名 (印)
	(電話番号)

代表者役職氏名 (印)			
(電話番号)			
次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。			
体育施設名			
使用目的			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
還付を申請する理由			
決定欄	(還付決定理由)	区 分	金 額
		既納使用料	円
		還 付 額	円
		差引使用料	円
		還付年月日	年 月 日

様式第22号（第11条関係）

米子市体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書	
年 月 日	
米子市教育委員会	様
	団 体 名
届出者	住所又は所在地
	代表者役職氏名 (印)
	(電話番号)

次のとおり、体育施設を汚損（損傷、滅失、紛失）したので、届け出ます。									
体 育 施 設 名									
使 用 目 的									
使 用 日 時		年	月	日	午前・午後	時	分	から	
		年	月	日	午前・午後	時	分	まで	
汚 損 等 の 施 設 等の名称・数量									
汚 損 等 の 状 況 及び損害の弁償 方法									
損害の処置方法		1	修繕弁償	2	現物弁償	3	損害額弁償		
損 害 認 定 額		円							
弁 償 金 額		円							
備 考									
<u>備考 届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。</u>									
備考 表中の [] の記載は、注記である。									

次のとおり、体育施設を汚損（損傷、滅失、紛失）したので、届け出ます。									
体 育 施 設 名									
使 用 目 的									
使 用 日 時		年	月	日	午前・午後	時	分	から	
		年	月	日	午前・午後	時	分	まで	
汚 損 等 の 施 設 等の名称・数量									
汚 損 等 の 状 況 及び損害の弁償 方法									
損害の処置方法		1	修繕弁償	2	現物弁償	3	損害額弁償		
損 害 認 定 額									
弁 償 金 額									
備 考									

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 4 号 参考資料

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

(改正理由)

令和 6 年 5 月 2 6 日をもって米子市民体育館及び米子市営東山補助グラウンドを廃止することに伴う規定の整理その他所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市民体育館の備付けの器具の使用料に係る規定を削除することとする。(別表関係)
- 2 体育施設使用(変更)許可申請書について、米子市営東山補助グラウンドの表記を削除することとする。(別記様式第 9 号関係)
- 3 体育施設使用料減免申請書について、申請者の押印を要しないこととする。(別記様式第 20 号関係)
- 4 体育施設使用料還付申請書及び体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書について、個人である申請者又は届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができることとする。(別記様式第 21 号及び別記様式第 22 号関係)
- 5 この規則は、公布の日から施行することとする。

議案第 35 号

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する
基本的事項の策定等に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 27 条第 1 項及び第 29 条の規定により、米子市長から意見を求められ
た米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事
項の策定及び米子市立幼保連携型認定こども園の設置並びに教育に関す
る事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、
米子市教育委員会の意見をとりまとめる。

令和 6 年 5 月 29 日

米子市教育委員会



こ 施 起 第 4 2 4 号 - 1
令 和 6 年 5 月 2 0 日

米子市教育委員会

教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的
事項の策定に係る意見聴取について

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策
定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 16
2 号）第 27 条第 1 項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴
取すべき事務を定める規則（令和 4 年米子市規則第 1 号）本則第 1 号の規定によ
り、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 教育課程に関する基本的事項を策定しようとする幼保連携型認定こども園
米子市東こども園
※なお、この名称は、令和 6 年米子市議会 6 月定例会に提案予定の米子市児
童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の
制定についての議案が市議会において可決され、当該条例を公布したとき
に、正式なものとなります。
- 2 策定しようとする教育課程に関する基本的事項（運営規程）
別紙のとおり

事務担当者

こども総本部こども施設課
枡本（内線 441）

米子市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項
(運営規程)の策定について

1 策定理由

令和7年4月1日付けで米子市東こども園^{*}を設置するに当たり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）第15条第1項第5号及び第16条、鳥取県認定こども園条例（平成26年鳥取県条例第43号）別表第2並びに米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）第20条の規定に基づき、当該幼保連携型認定こども園において提供する教育・保育の内容等を記載した規程（運営規程）を策定しようとするものです。

※なお、「米子市東こども園」という名称は、令和6年米子市議会6月定例会に提案予定の米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についての議案が市議会において可決され、当該条例を公布したときに、正式なものとなる。

2 策定する運営規程における教育課程の内容

別紙のとおり

(参考法令)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)
第15条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。
(1)～(4) [省略]
(5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（第3項及び次条において「園則」という。）
(6)・(7) [省略]
2・3 [省略]

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)
第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
(2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
(3) 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
(4) 利用定員及び職員組織に関する事項
(5) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
(6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
(7) その他施設の管理についての重要事項

2 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）
第4条 認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第4条関係）

項目	基準
	[省略]
サービスの提供	1・2 [省略] 3 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する教育及び保育の内容 (3) 職員の職種、人数及び職務の内容 (4) 教育又は保育を行う日及び時間 (5) 保護者から受領する費用の種類及び額 (6) 子どもの区分ごとの利用定員 (7) 利用の開始及び終了に関する事項 (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法 (9) 虐待の防止に関する措置 4～12 [省略]
	[省略]

3 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

別紙 米子市東こども園の運営規程における教育課程の内容

1 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市東こども園
所在地	米子市博労町四丁目289番地
電話番号	(0859) 22-5695
取扱う保育事業の種類	延長保育（保育短時間認定）、預かり保育（1号認定）、一時保育
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実情を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄骨造2階建 園舎面積1,577.48㎡(うち子育て支援センター部分93.91㎡) 園庭面積628㎡ 乳児室1、ほふく室1、保育室4、遊戯室2

2 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○一人一人の発達段階や個人差に応じた育ちを大切にし、自立へと向かう力を養う。 ○様々な体験や遊び、人との関わりを通じて豊かな人間性を育てる。
教育・保育目標	○心も体も健康な子ども ○自分も友達も大切にする子ども ○自分の思いを表現する子ども ○好奇心をもち、意欲的に遊ぶ子ども
年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0歳児	・睡眠、食事、活動の生活リズムが整い快適に過ごす。
1歳児	・安心できる保育者等との関係の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	・安全な環境の中で、保育者等や友達と一緒に、遊びや生活を楽しむ。
3歳児	・遊びや生活の中で、自分の思いを言葉や行動で表現する。
4歳児	・保育者等や友達と一緒に遊びながらつながりを広げ、生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
5歳児	・友達とのつながりを深めながら様々な活動を通して力を合わせ、達成感や充実感を味わう。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職務
園長	1 人	園業務の管理、運営
副園長	1 人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1 人	教育・保育の指導及び統括、教育・保育業務
保育教諭	1 3 人以上	教育・保育業務
調理員	5 人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2 人以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	9:45～18:30	2 人以上

4 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4 月 1 日～3 月 3 1 日 1 学期 4 月 1 日～7 月 3 1 日 2 学期 8 月 1 日～1 2 月 3 1 日 3 学期 1 月 1 日～3 月 3 1 日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～18:30
利用時間	（1 号認定）月曜日から金曜日まで 教育時間認定（4 時間以上） 8:30～14:30 （2・3 号認定） 保育短時間認定（8 時間） 8:30～16:30 保育標準時間認定（1 1 時間） 7:30～18:30
預かり保育時間	（1 号認定） 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30
延長保育時間	（2・3 号認定） 保育短時間認定（8 時間） 7:30～8:30 16:30～18:30
休園日	日曜日・祝祭日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
長期休業期間（1 号認定）	（学年始休業日）4 月 1 日から同月 1 2 日までの間において期間をもって市長が定める日 （夏季休業日）7 月 1 0 日から 9 月 1 0 日までの間において期間をもって市長が定める日 （冬季休業日）1 2 月 2 0 日から翌年 1 月 1 4 日までの間において期間をもって市長が定める日 （学年末休業日）3 月 2 1 日から同月 3 1 日までの間において期間をもって市長が定める日

運営規程

米子市東こども園の運営規程について、以下のとおり定める。

設置者に関する事項

設置者の名称	米子市
設置者の所在地	米子市加茂町一丁目 1 番地
設置者の電話番号	(0859) 22-7111
代表者氏名	米子市長 伊木隆司

(1) 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市東こども園
所在地	米子市博労町四丁目 289 番地
電話番号	(0859) 22-5695
取扱う保育事業の種類	延長保育（保育短時間認定）、預かり保育（1号認定）、一時保育
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実情を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄骨造 2 階建 園舎面積 1,577.48 m ² （うち子育て支援センター部分 93.91 m ² ） 園庭面積 628 m ² 乳児室 1、ほふく室 1、保育室 4、遊戯室 2

(2) 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○一人一人の発達段階や個人差に応じた育ちを大切にし、自立へと向かう力を養う。 ○様々な体験や遊び、人との関わりを通じて豊かな人間性を育てる。
教育・保育目標	○心も体も健康な子ども ○自分も友達も大切にする子ども ○自分の思いを表現する子ども ○好奇心をもち、意欲的に遊ぶ子ども
年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0 歳児	・睡眠、食事、活動の生活リズムが整い快適に過ごす。

1 歳児	・安心できる保育者等との関係の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	・安全な環境の中で、保育者等や友達と一緒に、遊びや生活を楽しむ。
3 歳児	・遊びや生活の中で、自分の思いを言葉や行動で表現する。
4 歳児	・保育者等や友達と一緒に遊びながらつながりを広げ、生活に必要な習慣や態度を身に付ける。
5 歳児	・友達とのつながりを深めながら様々な活動を通して力を合わせ、達成感や充実感を味わう。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職 務
園長	1 人	園業務の管理、運営
副園長	1 人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1 人	教育・保育の指導及び統括、教育・保育業務
保育教諭	1 3 人以上	教育・保育業務
調理員	5 人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2 人以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	9:45～18:30	2 人以上

(4) 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4 月 1 日～3 月 3 1 日 1 学期 4 月 1 日～7 月 3 1 日 2 学期 8 月 1 日～1 2 月 3 1 日 3 学期 1 月 1 日～3 月 3 1 日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～18:30
利用時間	(1 号認定) 月曜日から金曜日まで 教育時間認定 (4 時間以上) 8:30～14:30 (2・3 号認定) 保育短時間認定 (8 時間) 8:30～16:30 保育標準時間認定 (1 1 時間) 7:30～18:30
預かり保育時間	(1 号認定) 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30

延長保育時間	(2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 7:30～8:30 16:30～18:30
休園日	日曜日・祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
長期休業期間(1号認定)	(学年始休業日)4月1日から同月12日までの間において期間をもって市長が定める日 (夏季休業日)7月10日から9月10日までの間において期間をもって市長が定める日 (冬季休業日)12月20日から翌年1月14日までの間において期間をもって市長が定める日 (学年末休業日)3月21日から同月31日までの間において期間をもって市長が定める日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種別	支払いを求める理由	金 額
保育料 (3号認定)	保育にかかる費用の一部を負担していただくため	市長の定める額
	支払方法：口座振替又は納付書払い 4月と9月に保育料額の改定あり	
預かり保育料 (1号認定)	認定時間外の利用となるため	平日：290円/日(おやつ代含む) 土曜日・長期休業期間：700円/日 8:30～13:00 400円/半日 (別途給食費等300円/日)
	支払方法：現金又はキャッシュレス決済により徴収	
延長保育料 (保育短時間認定)	認定時間外の利用となるため	市長の定める額
	支払方法：現金又はキャッシュレス決済により徴収	
副食費	食事(おかず、おやつ)の提供に要する費用を負担していただくため	(1号認定)月額4,000円 ※ただし、7月3,000円、8月0円 (2号認定)月額4,500円
	支払方法：口座振替又は納付書払い 保育料の振替口座と同じ口座で振替継続 副食費の振替は、保育料無償となる3歳児クラスの4月以降開始し、開始時期に通知	
実費徴収	日々の教育・保育に必要であるため	自由画帳・粘土・粘土ケース・はさみ・サインペン・クレパス・カラー帽子・のり・道具箱・体操服 スポーツ振興センター災害共済負担金 フッ化物洗口代(4・5歳児のみ)

		毎月の絵本代（４・５歳児のみ）
--	--	-----------------

（６）小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

	利用定員						
年齢	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
１号認定	－	－	－	２人	２人	２人	６人
２・３号認定	９人	１８人	２４人	２８人	３２人	３３人	１４４人

※０歳児は生後６か月以上から受入れ

（７）特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	（１号認定） 一般に募集はしない。ただし、当園で受け入れるべき特段の事情がある場合には、入園検討会議において検討した上で入園の可否を決定し、教育の提供の開始に当たり重要事項説明に同意をしたときに、利用を開始する。 （２・３号認定） 市の利用調整の結果、当園に内定した場合で、保育の提供の開始に当たり重要事項説明に同意をしたときに、利用を開始する。
利用の終了に関する事項	下記のいずれか早い時までで利用を終了する。 （１）満６歳になった年度の末日（卒園） （２）保護者から退園の申し出があったとき （３）保育が必要な理由ごとの利用期間が満了になったとき （引き続き１号認定こどもとして利用する場合を除く。） （４）市町村の認定（３号）に該当しなくなった時 ※就学・求職活動・産前産後・育児休業（継続児に限る。）が理由の場合の入園できる期間は、当該年度の保育施設等入園案内に示す。 ※不正や虚偽により入園していたことが判明した場合は、教育・保育の利用に要した費用について徴収し、退園とする場合がある。

（８）特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項

入園	市長は、入園前に実施する健康診断の結果、保育に支障があると認められる場合は入園を取り消す。
送迎	送迎は保護者が行い、それ以外の者が送迎する場合は、安全確認のため、必ず事前に名前等を把握する。
欠席する場合の連絡	欠席の連絡が、登園予定時刻までに無い場合は、必要に応じて欠席の確認を行う。
毎朝の体温確認	登園前の体温、健康状態等の確認及び連絡がなされているか確認する。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水痘症・耳下腺炎（おたふく）等の学校感染症にかかった場合は園児を休ませ、回復後に登園する際には病院を受診後「登園許可証」（保護者自署）の提出を保護者に依頼する。
発熱時の対応について	園児が発熱した場合は、休みとし、体温だけではなく、顔色が悪い、下痢・嘔吐がある場合も登園を控えるよう依頼する。

投薬について	医療行為に当たるため、原則として行わないものとし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき投薬するものとする。 この場合、保護者に「投薬依頼書・薬の明細書」を添えて、必ず職員に手渡しするよう依頼する。
食物アレルギー対応の届けについて	「食物アレルギー」等がある場合は、「食物アレルギー対応食申請書」、「医師の指示書」、「食物アレルギーチェック表」の提出をするよう、保護者に依頼する。
障がい児保育について	保護者に障がいに関する情報の提供を求めるとともに、園長は個別保育の必要量を判断し、保育する。
保育業務支援システムの利用について	園児について、園生活の記録を行い、園と保護者がインターネットを活用して連絡を取り合う保育業務支援システムを利用する。

(9) 緊急時等における対応方法

保育中にケガ及び容体の変化等があった場合		直ちに保護者に連絡し様子を伝える。必要な時は医療機関を確認し、受診をするなど必要な措置を行う。	
保護者と連絡が取れない場合		あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先の優先順に連絡し、繋がらない時は乳幼児の身体の安全を最優先させ、必要な対応を行う。	
学校医	(内科医) 野坂 康雄 (予定)	(歯科医) 高野 洋寿 (予定)	
	所在地 米子市博労町一丁目４８番地３ 電話 (０８５９) ３１－０７０７	所在地 米子市博労町二丁目３１番地 電話 (０８５９) ２３－６７００	
学校薬剤師	(ヒエズ薬局) 長尾 慎彦 (予定) 所在地 西伯郡日吉津村日吉津２２８４番地１ 電話 (０８５９) ３９－３７７７		
救急隊	米子消防署		
	所在地 米子市富士見町一丁目１０３番地１ 電話 (０８５９) ３９－０２５１ 又は １１９		
警察署	米子警察署 角盤交番		
	所在地 米子市富士見町二丁目２１番地 電話 (０８５９) ２２－２２４４ 又は １１０		

(10) 非常災害対策

消防計画 作成(変更)届出書	米子消防署へ毎年度届出 防火管理者 : 園 長			
避難訓練・避難計画	地震、火災、風水害を想定した訓練・避難計画策定 消防署への火災通報訓練・消火訓練			
防災設備	消火器、誘導灯・自動火災報知設備・非常警報器具			
避難場所	第1避難場所	園庭、退避テラス	第2避難場所	啓成小学校
	第3避難場所	米子工業高校		

(11) 虐待防止のための措置に関する事項

情報の共有	入園児の状況等について、職員相互が情報を共有し、問題を発見したときは、解決に向けて話し合う。
園長による保育実施状況の巡回、把握、指導	疑問に感じたことを伝え、保育者等と話し合い、必要に応じて指導する。

(12) 保護者に対する子育ての支援の内容

保護者との連携	教育・保育に関する専門的な知識や技術をいかして保育環境を整え、保護者の理解・協力を得ながら園運営を行い、子どもの育ちを共有する。	
保護者からの相談	保護者の意思を尊重し、信頼関係を築きながら、家庭環境を考慮して適切な支援を行う。	
一時預かり事業	時間	平日 8:30～16:30 ※土曜日・日曜日は提供なし
	対象	6か月以上から
	料金	3歳未満児 2,000円/日（給食等300円含む。） 3歳以上児 1,000円/日（給食等300円含む。）
	体制	会計年度任用短時間勤務職員2人で対応 専用室なし
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	時間	平日 9:00～16:00
	体制	会計年度任用短時間勤務職員2人配置

(13) 運営に関する重要事項

○苦情解決のための措置に関する事項

相談・苦情受付担当者	(副園長)	電話 (0859) 22-5695
相談・苦情解決責任者	(園長)	電話 (0859) 22-5695
第三者委員	市の委嘱する者3人	
相談・苦情受付方法	面接・文書・電話などの方法で、相談・苦情を受け付ける。	
市の相談・苦情窓口	米子市 こども総本部 こども施設課 米子市錦町一丁目139番地3 電話 (0859) 23-5441	



こ施起第422号－1
令和6年5月13日

米子市教育委員会
教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

米子市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について

米子市立幼保連携型認定こども園の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（令和4年米子市規則第1号）本則第2号の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

1 設置しようとする幼保連携型認定こども園

名称	位置
米子市東こども園	米子市博労町四丁目289番地

2 設置予定年月日
令和7年4月1日

事務担当者
こども総本部こども施設課
枡本（内線441）

米子市立幼保連携型認定こども園の設置について

1 設置しようとする幼保連携型認定こども園

名称	位置
米子市東こども園	米子市博労町四丁目289番地

2 設置予定年月日

令和7年4月1日

(参考事項)

1 公立保育所の統合・建て替え構想

本市では、第2期米子市子ども・子育て支援事業計画に定める公立保育所の建て替えに係る個別構想に基づき、公立保育所の統合・建て替えを進めている。

幼児期の教育及び保育を一体的に提供し、並びに地域における子育てをより一層支援していくため、統合・建て替え後の園は、幼保連携型認定こども園とし、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組むこととしている。

この公立保育所の統合・建て替えにより、次代の社会を担う就学前の子どもたちが、安心して健やかにのびのびと生活し、集団生活を通して学ぶことができる環境を持続的に提供する体制を整えるとともに、幼保小の連携、地域の子育て支援及び特別な支援が必要な子どもへの支援体制の強化を図ろうとするものである。

2 東保育園の建て替え及び幼保連携型認定こども園への移行

前掲の個別構想を策定した当時、米子市東保育園にあっては、敷地が狭あい、本市の目指す子育て支援を実現するためには、スペースの拡充を必要としていた。また、時期を同じくして、近隣に所在する米子市立啓成小学校にあっては、校舎の老朽化が進んでおり、改築を必要としていた。

これらの状況を踏まえ、また、就学前のこどもに対する教育・保育の施設と小学校との連携を進めるための取組を推進している本市の状況に鑑み、米子市東保育園を建て替え、及び幼保連携型認定こども園へと移行するとともに、その設置場所を米子市立啓成小学校の敷地とすることで、より一層、小学校との連携が図られることが期待されることから、米子市東こども園及び米子市立啓成小学校を一体的に整備することとした。

3 米子市東保育園（移転前）の概要

- (1) 所在地 米子市博労町三丁目41番地
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 面積 (敷地) 1,916.78平方メートル
(建物) 696.16平方メートル
- (4) 設置年月 昭和24年4月1日認可
昭和31年3月31日現在地に移転改築

- (5) 定員 120人

4 米子市東こども園の施設の概要

- (1) 所在地 米子市博労町四丁目289番地
- (2) 構造 鉄骨造2階建
- (3) 面積 (敷地) 3,116.23平方メートル
(建物) 1,577.48平方メートル
うち認定こども園部分 1,483.57平方メートル
子育てひろば支援センター部分 93.91平方メートル
- (4) 設置予定 令和7年4月1日
- (5) 定員 150人

5 幼保連携型認定こども園

(1) 位置付け

- ア 根拠法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- イ 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設（認定こども園法第2条第7項）
- ウ 教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ。
- エ 幼稚園と同等の法的位置付けとなるように、多種多様な法令で設けられている「学校」に係る規制や特例等についても幼保連携型認定こども園には適用される。

(2) 所管

地方公共団体の長

(3) 教育委員会の関与

- ア 地方公共団体の長は、次の場合は教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第27条）
- (ⅰ) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして地方公共団体の規則で定めるものを実施するとき。
- (ⅱ) (ⅰ)の規則を制定し、又は改廃しようとするとき。
- イ 教育委員会は、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。（地教行法第27条の2）

- ウ 教育委員会は、ア及びイによる権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。（地教行法第27条の3）
- エ 地方公共団体の長は、幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。（地教行法第27条の4）
- オ 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴かなければならない。（地教行法第29条）

（参考法令）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第27条、第27条の2、第27条の3、第27条の4及び第29条

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）
第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。
2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（令和4年米子市規則第1号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関する事務のうち、その実施に当たり米子市教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。
(1) 認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
(2) 認定こども園の設置及び廃止に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、米子市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの



こ施起第423号－1
令和6年5月20日

米子市教育委員会
教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件
の議案に係る意見聴取について

下記の教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件の
議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 議案名 米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一
部を改正する条例の制定について
- 2 議案案 別紙のとおり

事務担当者
こども総本部こども施設課
枡本（内線441）

議案第 3 5 号 参考資料⑦

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を 改正する条例

(改正理由)

第 2 期米子市子ども・子育て支援事業計画に定める公立保育所の建て替えに係る個別構想に基づき、米子市東保育園を移転した後、令和 7 年 4 月 1 日から同園を幼保連携型認定こども園として運営するため、改正しようとするものです。

(改正内容)

1 米子市児童福祉施設条例の一部改正関係（第 1 条・第 2 条）

- (1) 本市が設置する保育所のうち、米子市東保育園の位置を変更することとする。
- (2) 本市が設置する保育所のうち、米子市東保育園を廃止することとする。

2 米子市立認定こども園条例の一部改正関係（第 3 条）

米子市立幼保連携型認定こども園として、米子市東こども園を設置することとする。

3 準備行為

米子市東こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、2 の施行前においても行うことができることとする。（附則第 2 項関係）

4 施行期日

この条例中、3 については公布の日から、1 (1) については公布の日から起算して 7 か月を超えない範囲内において規則で定める日から、1 (2) 及び 2 については令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

(参考法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 35 号参考資料⑧

議案第 号

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

議案第35号参考資料⑨

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例
(米子市児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 米子市児童福祉施設条例（平成17年米子市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(設置) 第2条 米子市児童福祉施設（以下単に「施設」という。）を次のとおり設置する。 (1) 保育所 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>米子市東保育園</td><td><u>米子市博労町四丁目289番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table> (2)・(3) 〔省略〕	名 称	位 置	米子市東保育園	<u>米子市博労町四丁目289番地</u>	〔省略〕		(設置) 第2条 米子市児童福祉施設（以下単に「施設」という。）を次のとおり設置する。 (1) 保育所 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>米子市東保育園</td><td><u>米子市博労町三丁目41番地</u></td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table> (2)・(3) 〔省略〕	名 称	位 置	米子市東保育園	<u>米子市博労町三丁目41番地</u>	〔省略〕	
名 称	位 置												
米子市東保育園	<u>米子市博労町四丁目289番地</u>												
〔省略〕													
名 称	位 置												
米子市東保育園	<u>米子市博労町三丁目41番地</u>												
〔省略〕													
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。													

第2条 米子市児童福祉施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(設置) 第2条 米子市児童福祉施設（以下単に「施設」という。）を次のとおり設置する。 (1) 保育所 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">〔削除〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table>	名 称	位 置	〔削除〕		〔省略〕		(設置) 第2条 米子市児童福祉施設（以下単に「施設」という。）を次のとおり設置する。 (1) 保育所 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>米子市東保育園</td><td>米子市博労町四丁目289番地</td></tr><tr><td colspan="2">〔省略〕</td></tr></table>	名 称	位 置	米子市東保育園	米子市博労町四丁目289番地	〔省略〕	
名 称	位 置												
〔削除〕													
〔省略〕													
名 称	位 置												
米子市東保育園	米子市博労町四丁目289番地												
〔省略〕													

(2)・(3) [省略]	(2)・(3) [省略]
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

(米子市立認定こども園条例の一部改正)

第3条 米子市立認定こども園条例（令和3年米子市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
(設置) 第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条の規定に基づき、米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市東こども園</td><td>米子市博労町四丁目289番地</td></tr><tr><td>米子市淀江どんぐりこども園</td><td>米子市淀江町淀江2番地207</td></tr></table>	名称	位置	米子市東こども園	米子市博労町四丁目289番地	米子市淀江どんぐりこども園	米子市淀江町淀江2番地207	(設置) 第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条の規定に基づき、米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>米子市淀江どんぐりこども園</td><td>米子市淀江町淀江2番地207</td></tr></table>	名称	位置	米子市淀江どんぐりこども園	米子市淀江町淀江2番地207
名称	位置										
米子市東こども園	米子市博労町四丁目289番地										
米子市淀江どんぐりこども園	米子市淀江町淀江2番地207										
名称	位置										
米子市淀江どんぐりこども園	米子市淀江町淀江2番地207										

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

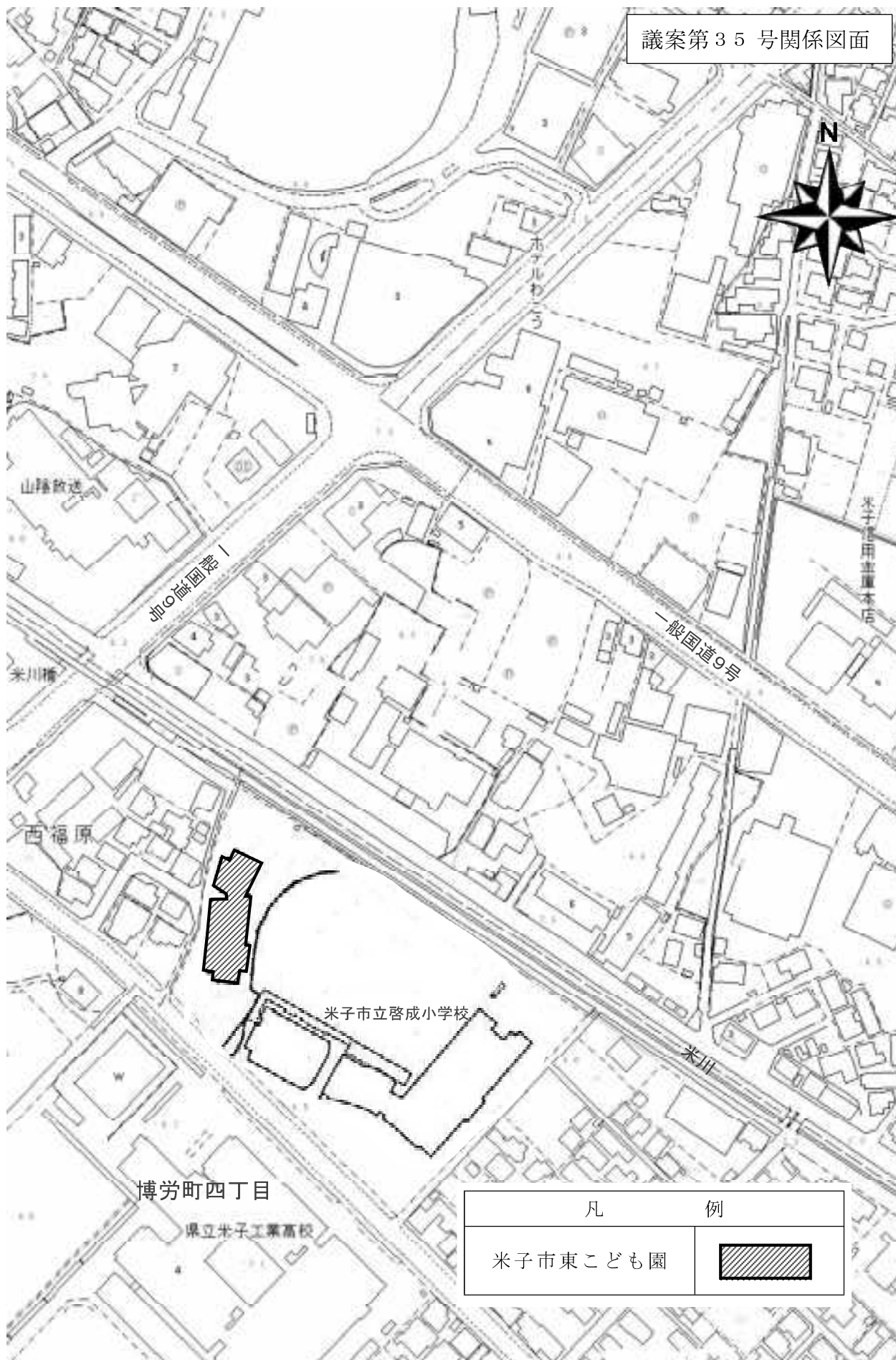
(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 公布の日から起算して7か月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第2条及び第3条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 米子市東こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、第3条の規定の施行前においても行うことができる。



報告第 4 号

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 29 日

米子市教育委員会

1 臨時代理した事項

（1）米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

（2）内容

令和 6 年 5 月 14 日付け米子市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおりとする。

2 臨時代理を行った日

令和 6 年 5 月 14 日

3 臨時代理を行った理由

米子市教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

令和6年5月14日付 人 事 異 動 表

※ 係長級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
兼 務	(教育委員会発令) 教育委員会事務局こども支援課係長 学校教育課兼務 (こども総本部併任)	教育委員会事務局こども支援課係長 (こども総本部併任)	上 田 悠 子